## 古代儒教家の法律觀

祭をしない。(書經については大體今文に依つた。)又儒家の學説に引合はして法家のもの、 に古代と云ふのは、周代より漢代にかけて儒學が發生し、その形態が 、その材料となる所は主として四書五經であるが、その制作年代其他の問題等に 略 出來上 つた頃 つい T まで 卽 は ち韓 明 を漠 膫 非 なる

有

高

巖

あるか否か等の 商子等を引用するつもりであるが、之等についてもその制作年代、或は果してそれ 問題に關しては餘り穿鑿しない。 唯思想として如何なる傾向を有してゐるかを中 がその 本 人の 心 にし 作で

て取扱

つて

行

Z

うと思う

چ

る てねた 簡 法律 一單な批評をなしたいと思ふ。 隨 かを見んとするもので、大體刑の性質と刑の目的とにつて此處に述べんとするのも主として刑律に關するも は如 何なる國に於てもその發生時代に於ては 目的とに別け法家の 大部分は刑法で、今日の法 のである、 考 古代の儒家は刑 へと對 律よりも狹 照しつく 律を如何に考 述 義 0 B 終りに 0 で あ

## 一、刑律の性質

處 なる熟 12 於て先づ著しく感じられるのは刑罰を天が行ふ、 語 は 此 の思想を示すものと見るべきであらう、 即ち刑罰。 之は全く支那古代に於ける天を崇拜する思想 一天行説とでも云ふべきものである、

天罰思 人口 V, 死、 刑を施す必要あるを論じてゐるもので、 塞篇 經大雅召旻には「旻天疾威、……」と、 ても、 より も刑罰を天が使行すると云ふ思想に依るものである。 とある、 第二に儒家では、 論に酷似し、二千二百年前に旣にかくる說をなしてゐたことは實に驚歎に値するものである。 人口と食料との關係を述べ、 丽 12 同じく皐陶謨に「天討有罪、 有二十五孫、 想は殆んど見當らぬ。管子君臣篇に「古者未有君臣上下之別……以力相征……」とあり、 たもので、 「古民知其母、 は凡 書經湯誓に「有夏多罪、 て天が有徳の者に命じて惡虐の君を討伐せしめるを述べたものである。 刑法を公布すべきか否かについて如何なる考へを有してゐるかを見るに、。。。。。。。。。。 是以人民衆而貨財寡、 而不知其父、……」と、 此處に爭鬪の必然性と、 五刑五用哉、」とあり、 その他詩經中にはかくる思想を示す例は極めて多い。之等は何れ 又韓非子五蠹篇には 天命殛之」とあり、 事力勞、 何れも古代の道義亂れたる狀態を述べ、 供養薄、 之に對して法家は刑法人爲の思想を有してゐる、 酒誥には「天非虐、惟民自速辜」とある、又詩 刑律の必要を論じてゐるが、之はマ 故民爭、 「今人有五子、不爲多、 同じく康誥には「天乃大命文王、殪戎殷 雖倍賞重罰 丽 子又有五、 此處に法を設けて 不発於亂」とい 叉人民に向 書經 jν 大父未 商子開 サ 舜 ス 0 典

産が 刑 Þ 象以 説の 於 邦 刑 國」とあるに依れば、或種の ある所で、「 典刑」とあり、 たことに對して儒 象」を以 此の典刑に就いて孔傳は常刑なりとしてゐるが、 て「示」の意に解する説がある、 者叔向 刑 の公布を認めて が之を攻撃して、「昔先王議 民知有辟、 ねたものく 叉、 如 以 周禮秋官大司寇に く思はれるが、 制 不 妥當であらう、 · 爲刑 辟 、懼民之有爭 左傳昭 「正月之吉、 象に就 公六年に 心 V 7 政 0 和 は

子 布

不

可禁禦

是故閉之以義、行之以禮

守之以信、

則不忘於上、

並有爭心、

夏

有

亂

種

12

民 憂へたので、 禹 の惡化を豫防する爲と見るべきである。之に對し法家は刑法を明らかに公布すべきことを主 と、何れも刊法の公布を却けてゐる、蓋し刑律を公布する時は、 子が嘆息して「晉其亡乎、 の中に 憲令著於官府、 Ć, 子定分篇には「尺六之符 大綱のみを民に知らせても、 する結果、 刑、 不 韓非子難三篇には「法者編著之圖籍、 管子立政篇に、「凡將擧事、 亦難乎、」とあり、 B 商 有亂政而 脱法行為を計り、 措鈞石使禹察之、 刑律不公布が儒家の異意と見るべきであらう。 刑罰必於民心、……」と何れも刑法を人民に向つて詳細に公示すべきを論じてゐる。 作 湯刑、 同じ様な話が昭公二十九年にある。 失其度矣、 國有亂政而 不能 年月日: 細部については知らせぬ方針であつたかと思はれ 或は法を見縊るに至り、人情輕薄に、人心は惡化するであらうことを儒 令必先出……憲旣布、 識也、 .... ک ……今棄是度而爲刑鼎、 作 九刑、 懸於權衡、 設之官府而布之百姓者也」とあり、 刑法を一々符札に書して月日をも記して公布 する 三辟之興、 則厘髪識矣」と云つて一定の標準となるべきもの 有不行憲者、 皆叔世 故に舜典や周禮の記事の如きも五刑などの 即ち晉の趙鞅が刑鼎を作つたのに對し 民在鼎、 人民は犯罪の種類と刑罰の程度とを知 也、 謂之不從令、 今吾子相鄭 何以學貴 る。 同じく定法篇には「法 罪民不赦」と云ひ、 國 即ち前述の 刑書 如く人 解以 を 7 愼子 て孔 家 商 悉 者 云 心 は る

論ずるものはないが、 第三に法律は進化すべきものか、 詩云不愆不忘、 論語學而篇に、一先王之道、 率由舊章、 (大雅) 遵先王之法而過者未之有也、」と云ひ、 或は固定すべきものであるか、之につい 斯爲美 小大由之」とあり、孟子離婁上に て儒家は明 同じく離婁上に 瞭に法律とし 徒 法不能以

に公布

すべきを云つてゐる。

轉則治 る。 察國事本則宜、 法篇に「三代不同道而 るべきであらう。之に對して法家は極めて進步的思想をなし法の進化すべきことを論じてゐる、 因 先王之道、 尤も儒家にも自由進步の意見はあるが、 之等は明かに法家が法律の進化すべきことを論じてゐるものである。 治與世宜則有功、」と云ひ、又五蠹篇には「今欲以先王之政、治當世之民、 可謂智平」とある。 不觀時俗、 王 王霸不同法而霸、」とあり、 不察國本、 之等に依れば儒家の考は保守的、 則其法立而國亂、 先王の遺法を守ることを重んじてゐるから先づ保守的と見 韓非子算地篇に「聖人之爲國也、 事劇而功少、」と。 同じく心度篇には「法興時 皆守株之類也、 觀俗立法則治 商子更 出 ょ

る、 平等主義を主張 無宮刑、 人には刑を減免すべきを論じてゐる。小司寇の八辟は後世八議となつてゐる一 **敵之、」とあり、同じく小司窓には「八辟** 刑不上大夫」 自 第四に、 卿 するものに 樂節之、 周禮秋官大司寇に「凡諸侯之獄訟以邦典定之、凡卿大夫之獄訟以邦法斷之、凡庶民之獄 相將 軍、 不剪其類也」と云ひ、叉、「公族其有死罪、 儒家に於ては刑は人の 衆庶百姓則必以法數制之」とある。之等は何れも刑罰は人民に施すもので士以上 は とあり、 以 至大夫庶人、 主として道徳的 してゐる、管子八經篇には「上下 孟子雛婁上には 犯 國禁 制裁を施すと云ふので極めて階級的 地位階級に依つて別にすべきものであるとの階級的不平等的な考が 罪死不赦、 ..... 議親、 「君子犯義、 議故議能議賢……、 貴賤、 有功於前 則繋於甸人」とある。 小人犯刑」といひ、 相畏以法」とあり、 有敗於後、 な考 」と地位及び才能その他の優 荀子富國篇 ^ 不為損刑 方である、 又山禮上 商子賞刑篇に 禮記 」とあり、 には 文王 1/2 は 之に對 世子には 知識 由 禮 は「刑無等級 不下庶· 訟、 士以上則以 して法家 韓非子有度 的階 以邦 れたる 公族 級 成 あ

**常には** 則聖、 九守篇に「以天下之目視、 n 意見を問ふべきを論じてゐて、之を極端に廣むれば憲法政治の如きを豫想してゐるもの、樣であ めて進步的な思想と云ふべきである。 雖有湯武之德、 刑 は貴賤上下平等に施すべきでその間に毫未の差別をも設けてはならぬと云ふのである。 法不阿贵、 法之所加、 復合於市人之言、 則無不見也、 智者弗能辭、勇者弗敢爭、刑不避大臣、 ……先王善與民爲一體、 以天下之耳聽、 則無不聞也、……夫民別而聽之則愚、 以國守國、 賞不遺匹夫」と論じてゐるのは 以民守民」と、

何

を以て禮敎を維持する、 の目的に關して少しく述べよう。 張する點に於ては、 る所で、荀子に於ては禮と法とは殆んど同一性質を意味するものであり、且つ荀子も亦禮教第一主義を主 る。荀子の説は論語の思想とや、異なつてゐるが、これは孔荀二子の性格學風特に時勢の相異の然らし 下においてゐる、荀子王制篇には「聽政之大兮、以善至者、待之以禮、以不善至者、待之以刑、」とあ 法律は何の爲に設けるものであるか、 齊之以刑、 四達而不悖、 法の目的 必有刑罰何、 民苑而無耻、道之以德、齊之以禮、有耻且格、」と云つて、道德教育を重んじて刑政をその 則王道備矣、」と云つて、 孔子と同じである。 即ち道德を行ふ助けとすると云ふ考へを有 所以佐德助治順天之度也」と論し、道徳を主とし、法律は之を副とし 以上で大體法律の性質に關する考察は概略述べ終つたが次いで法 之についても儒家法家相反した説をなしてゐる。 禮記樂記に 亦禮樂を主とし刑政を副としてゐる。 「禮節民心、樂和民聲、政以行之、 してゐる。 論語為政篇に 又白虎通五 刑以防之、禮樂刑 儒家は 刑篇 方便として 般人民( 合而 「道之以 先づ法 ら、極 聽之

至、 主義を唱へてゐる。 取 を耕戰に力めしめねばならねと云ふのである。 し實際に之を用ひれば必ず國を危くするから、 7 扱 るる。 商子開塞篇に「夫利天下之民者、莫大於治、 雖至必卻、 無慶賞之勸、 つてね 商子去强篇に る。 必取必能有之、」と儒家の所謂王道、 儒家の禮教主義に對して法家は國權維持を目的とし法治主義を以て霸道を行ふを主張 刑罰之威、釋勢委法、 何れも法律の目的を以て國權の維持にありとするもので儒家の禮敎主義と相 「國用詩書禮樂孝悌、 堯舜戶說而人辯之、不能治三家、夫勢之足用亦明矣……」と論 善修治者、 韓非子は難勢篇に於て「抱法處勢則治、背法去勢則亂 國家を强大にし國權を維持するには必ず嚴法 を以て 而治莫康於立君、立君之道、莫廣於勝法」と法律至上 即ち道德政治は單なる理想論で實際的ではな 敵至必削國、不至必貪國、不用八者治、 敵不 對する 敢

心 ものである。 的 簡孚有衆、惟貌有稽、」とあるは之は法官が獄訟を裁判する場合につきて述べたるもの、刑の疑 る。 存、失其人則亡」と何れも徳治主義人治主義に立脚して刑政を施し以て民を感化すべきを述べたもので のである。論語爲政篇に「爲政以德、譬如北辰居其所衆星共之、」とあり、 くして多くの者の意向をも參酌し、特に「惟貌有稽」 研究等を想は 第二に儒家に於ては法刑の目的は人間を感化することであると云ふ、卽ち感化主義とでも云ふべきも 書經呂刑には刑法について種々のことを記載してあるが「五刑之疑有赦、五罰之疑有赦、其審克之、 行不忍人之政、治天下、可運諸掌」と、荀子君臣篇に「有治人、無治法、…… 法不能獨立、 むるものがあり余程進步した考へと云ふべきである。 は容貌態度を考察すべきを意味し今日の 尚同じく<br />
呂刑に<br />
「上刑適輕下 孟子公孫丑上に「以不忍人之 犯罪 はしきは 得其人則

なられ、 三赦 赫すれ CI 「夫嚴刑重罰者、 犯過失犯 「告災肆赦、 は、 昭公六年 がを行は てね 第三は めて進步してゐたことを示すものである。之に對して法家は刑律の目的は民を威嚇 刑法の時 鍛錬するは人民自身の爲 同 故意に 讁 (○愚、 る。 ば民 書六反編に「母之愛子也倍父、父令之行於子者十母、」とあるも、君主が嚴刑を以て民に臨み之を威 て法家ほ應報主義復讐主義を主張 重 に儒家は しめざる様にし、常に嚴刑を施して民を恐れ服せしめんとするのである。 についてのべたもので、現行日本刑法三十八條にも此の規定がある。之等 叉子の身に病 Ŀ 0 文、 世 犯し **尙ほ同じく八説篇には子に惡行あり、** は君主を恐れその命 服 怙終賊刑」と云ひ、康話に「非眚惟終、不可不殺、 幼弱、 に應じて調節さるべきを述べたものである。 法を以 叔向の言に「防之以義、 72 民之所惡也、 る 老旄) は 刑 その て將 罰 あ る時 世 がある。 罰を重くすると云ふので犯罪 來の豫防の爲なりしとし、 にもなることくして何れも 鄿 は 世 而國之所以治也、哀憐百姓、 に隨 親 重 0 卽ち之等の者に對してはその罪を減発する 愛のみでは如 ひ國家治まるに至ること、 惟 齊 行之以禮、 非 齊 Ł 親の力にて治めら 何ともし 守之以 適 道德教 威嚇主義 輕 の動機 又周禮 難く醫に依ら 信」とは لح 輕刑罰者、民之所喜而國之所以危也」と 育の は 父の命令の家 3 の必要を論じてゐるのであ 告災適爾不可殺」 振 秋 重 濄 官司 んじ 興を極力主張 れぬ場合に IE 失の場合に **₹** たので ねば 刺に 此 の意で なら 三宥 0 あり、 中 0 は は でする。 が如 之 敎 15 は 重 کے 示 で 韓非子 犯 師 行 何 あ あるも明 をも 識 刑罰 0 はるるが n る。 前に掲 B は 叱 んる。 罪を指 陀を待り 姦劫 之に 古輕 嚴刑 儒 過 書經 失、 家 0 弑 依 げ 0 3 を以て民 如しとな 世 たねば 遺忘 た 考 臣 0 ひ 舜 を 重 篇 T \故意 典に <u>ا</u> 云 が 傳 犯 15 <

つたものと云ふことが出來るが

15

1

商

鞅の如

きは之を實際に行

そのことは史記の商鞅の傳などにもあるから説明を省く。

ラテ 家族制度擁護の爲である。之に對して法家は全く個人主義であり法の前に絕對の平等を主張するデモ 徒に八刑について敍してゐるが、その中に不孝不悌を入れてゐる、之は一つに支那の社會の なつてゐるし、唐・宋・元・明・清律は何れも皆大惡以外の場合に於ては容隱を認めてゐる。又周 第四に襦家は家族制擁護を主としてゐる、 不能 イックな思想をな 漢書宣帝紀地節四年の詔に「自今子匿父母、 直在其中矣」とある。之は後世支那法律に明文として示されて 雕也」とあるは正に之を述べたものである。以上で大體刑法の目的に關する考察を終へ、次いで てゐる。管子任法篇に「聖君說法而固守之、富貴智勇者、不能侵也、 論語子路篇に「其父攘羊、子證之、孔子曰父爲子隱、 妻匿夫、 孫匿大父母、 るる容
の
と
も
見るべきであ 皆勿坐」とありて立派な法 根 禮地官大 信近 本をなす 子為

簡單な批評を試みよう。 き世界列國の競爭劇しき時代に於ては、法に依つて國權を維持することも必要であるが、禮敎に依つて入 も頗る適切であるが、此の點に關し儒家は真に法の本質を見てゐず、その說く所はかなり 12 **感化善導こそ眞に法の目的を達せしめる所以であらう。** 民を導くことも のであると云つてよからう。 も論ある所で從來は應報主義を主張する學者が多かつたが、最近では豫防主義、目的 法律の性質として考へる時には法家の觀念を以て是なるものと見るべきで、 亦極めて重要である。 然し法の目的については儒家の説の中にも尚取るべき所 又儒家の戯化主義と法家の威嚇主義とでは寧ろ前者を取るべきで 又豫防主義と應報主義とでは現今刑法學者の その精 が多い 主義を唱 裥 B it. 今 が んめられ H より る學者 H 見 0)

の目的 中 が二三ある、 から 間に存すると云ふことが出來やう。 力 な様である。 に關し 家族制が東洋 T は儒家法 最後 家共 0 瓶: 家 に取るべきものがあつて、 會 族 制の 0 根 擁護 抵をなしてゐる點より見 も国 陋 なやうであるが我國 明瞭にその 7 應必要のことである。 0 優劣を判定するを得ず、 現行 刑 法に於ても之に かく見來ると法 眞理 する條 は その 項

**父母** にも教 明清を經て今日 出 六律となり秦時 としても唐律以後幾多の發展をなしてゐるが、 0) 行 1/2 仕 各朝廷に仕へてゐた學者が立法官となつて制定したもので、漢代に儒學を以て官學となして以來、 有 中 V. な するものであるが今は論及しない)。かくの如く支那法の起源は法家にあつたが、 來て支那 然しながら支那の後世 へた學者は殆んど儒家であつた爲に後世の法は多く儒家の思想に依つてゐるのである。 を殺したものに對 には家族 唐 訓 律 その爲に格 的 Ø は 禮 法 制 敎 律 に至ったが、 代に適用 種の装飾的 度 維持的なものがその大部分を占めてゐる。從つてその唐律は後次第に實際の 擁 カジ 大部分形を整へ、六朝・ 護の思想を極端にまで示してゐる、 式・條法・條約等様々な細則、 (された。( 史記商鞅列傳に六律に關することあり)。漢高祖の時、蕭 0 法律は大部分儒家の思想に依つてゐる事實がある。 第七 なものとなり、 元代を除く宋明清は の不孝は父を詈つたものに對し、 法の最高權威としての實質を伴は 隋代を經て唐律に至つて最も完成したのである。 その根元は李悝の法經六篇にある。 何れも唐律に依つたものである。(元法は獨特の 實行法が各時代に生じ、 即ち十惡の中第四惡逆罪 第八の不睦 罪 ない それに依つて實際 支那 は 親類 は父母を打ち或 場合を生じた。 夫れが、 漢以後の法律 の法 興は 故 殺せるも 何 商 其の に唐 間 完 0) 鞅 九章律 17 17 全 朝廷 な は 尚 律 12 合 は、 至 伯 唐 事 る ¥2 0 が 叔 律 を 中 元 7 形

借り萬 想 少く 想 要するに 15 云 が 八 0) 9 ·發達 中 V 條 故意犯、 な 7 第 世萬民を指導し、確 3 15 7 は 九 古代の せず、 過 律 る は、 夫 0 が 0) 餘 4 失 その 不 0 などが之を暗示 過 減 その後千 義 之を 失、 苑 犯 法律が完成されなかつた事を惜しむ以上に尊くして、 儒 一二を述ぶれば、 罪 罪 家の 0 は 見 规 17 幼 妻が ぬが つき、 愚、 华 定 法 間 が設 律 固たる東洋道徳を不拔に築き上げた事である。此 夫の 等 殆 の性 論語子張篇 三十 して いけら 12 んど發達 喪 質、特にその 依 中 つて ñ 九 ねるので 第一に儒家が 15 條 7 嫁 あ 刑 は L 1/2 するもの なか る、 を減 心 13. 君子之過 浉 目的 な 喪 発する規定が呂刑 0 自 失者の 首 た所以も v. 高遠な理 に對する考 か 滅 對 لح 如 刑 į 犯罪 引 13 H 、第十の つきて .亦 思 月之食 想、 につ 此處 は  $\sim$ n 方には、今日 道德教育、 る。 4 څ 內 71 は ……」と云 ·ある。 四 周 -四 禮 MI  $T_1$ + 17 は Ť 條 あ 人の深く 親 21 後世 より に規 6 條 0) 王 族 事 道 姦通 15 壁 質 支那法に 主義を以 見ても感 は H 定 丽 3 -本 感 は L 篇 現 应 反面 謝 12 た 17 るも **-**才 行 T 2 以 る所 於 服 刑 45 T 過 T 於 法 ずすべ 下 法 0 則 で V 律 15 は 0 12 勿憚 きも τ 儒 者 於 對 あ 0 支那 る。 する 敎 T 法 0 助 改 犯 0) は 律 け ہے 罪 思 力;

に關し が餘り が と見做すことが出來よう。 すべきことを述べてゐる。 は刑法第二百條、二百五條、 又はこの 犯 とが出來よう、第三に、前述した所であるが犯人の容貌言語舉 神 罪 知 17 悲い れよう。然らば支那法が後年餘り發達しなかつた所以は何處に在るかといふに、後の各時 徒らに古聖の形式模倣にのみ意を用 心 た規定ある外、 17 理 精 學 保守的で古人の如き獨創的進步的の精神を缺き、 て自 が 神を見ることが出來る、前者は殆んど法文としてはないが、憲法第五十三條 首 取扱つてゐる事であり、第四 減 刑を非常に重視し 司法上の内規に身分ある人の逮捕監禁を手加減することがある。 以上に依つて支那古代儒家の思想の中にも優秀なるもの かくる家族制度より生ずる特種刑 二百二十條に自己及び配偶者の尊屬を殺傷監禁したる者には特に重 てゐる。 CA に、階級的及 た結果であると謂はねばならぬ。 之等の點に於い び家族制擁護に 古代の優秀なる儒家の真の て儒家の は西洋には見ざる所、 動に依つて裁判せんとするが 關 說 しては、 は 極 B て進んでゐたとも云ふこ 現行 之又儒敎 が多く存 精 に兩院 刑 又後者 神を汲み得ずし 法 17 如きは現今の 在 思 議 B 代の立法者 その すること 想 員 15 刑 0 0 規定 2 逮 v 課 T

想 利を主張せんとするものであるから儒家の博愛主義とはやく内容を異にし、 家 出 『來る、 を入るべき適當な場所がない。之れ支邦が世界に於いて獨自の發展をなし來り、國家の の爲に個人を犧牲にせんとするものであるが、 博愛時 現在の刑法學者は刑法の發展を四段階に別けて論じて ゐる。 (3)代 は 中 4 世 末か 科學時 ら近世 代 の初に於ける刑 で、この中、 (1)ほ原始時代の刑であり(2)は上世並 で、 個人の 此の兩者は支那の儒家の思想と略 自覺に基づ 卽 V ち 1、 て起つた自由思想に 此の四 復讐時代、 びに 階級中には 中 百 世 2 成 .様と見ることが 0 依めり 刑 で 儒家 個人の 城時 あ 0

.\_

とを考察するを得ぬ所以である。しかし支那研究にも大に日本又は西洋の事物並に學説を參著すべきは 文化等に於て全く獨自の特色あるものを有するが故に、 勿論である。 西洋の學說を利用し之に當はめて直に支那のこ (講演筆記)

## 師道に就きて

山口察常

本題を詳しく申せば、「師道を論じて現代の敎育に及ぶ」といふのである。 今日に於ける我國の狀態は

實に盛んである。內閣統計局の調査によると、

大學	問	中學	小學	
四十六校	百九十校	二千六百校	四萬一千校	(學校數)
五千七百人	八千人	四萬五千人	廿五萬人	(教師數)
六萬八千人 1.1 1000	十一萬人	百四十萬人 17/1000	千一百萬人 176 1000	(生徒數)

は滅多にない。先年議會に於て、

斯く盛んな狀態にある學校なれど、

勿論内容ともに充實してゐる所もあるが近頃程學校問題が多い事